

3. 案件

(1) 新田保育所・長岡第六小学校複合化施設等建設工事

意見・質問	回答等
<p>○ 落札率が高くなった理由には、何が考えられるのか。</p> <p>○ 入札結果で同額が 2 者あるが、再入札は行わないのか。</p> <p>○ くじ引きの根拠は、何の規定に基づいているのか。</p> <p>(委員長まとめ) 入札に関する手続き及び、契約に至った経緯など、特に問題となるものは無いと結論付けます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本案件は、保育所と小学校の複合化施設ということで、通常の場合よりも工事の難易度が高いと判断された為、全体的に入札金額が高くなったものと考えています。 ・ 運用上、予定価格以内であれば、同額の入札をしたものが 2 人以上ある時は、直ちにくじ引きとしています。 ・ 「長岡京市競争入札心得」の第 21 条第 1 項（同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定）に基づいています。

(2) 市内一円舗装維持工事

意見・質問	回答等
<p>○ 落札は、最も安い所で決めるのか。</p> <p>○ 最低制限価格が無いのは、なぜか。</p> <p>○ 500 万円以下は、最低制限価格が無ければいくらで入札してもいいのか、過去に 1 円入札とかあったが、そのようになった場合はどうなるのか。</p> <p>○ 最低制限価格の設定を 300 万円にするとか、200 万円にするとか、検討もしていてももらいたい。</p> <p>○ 入札参加資格について、「登録期間が 5 年間で 3 年を超えて登録のある者」又は「登録 3 年目のもの」とあるが、どちらでもいいのか。</p> <p>○ 予定価格 269 万円に対して、落札価格が 133 万円とほぼ半分の金額で落札しているが、品質などに影響はないのか。</p> <p>(委員長まとめ) 入札に関する手続き及び、契約に至った経緯など、特に問題となるものは無いと結論付けます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • そうです。ただ、最低制限価格制度が設定されていれば、その範囲内となります。 • 500 万円以下の工事については、現在、最低制限価格を設けていません。 • 現時点では、落札決定することになります。工事では、そこまでのダンピングは起こっていません。その様な状況が続くようであれば、検討する余地はあると考えます。 • どちらでも良いです。「長岡京市競争入札等参加業者公募・選定基準及び運用基準」に記載をしています。 • 舗装工事では、自社でプラントを持っている業者は安く積算できると考えられます。また、品質については、市職員による検査を行い、確認を行っています。

(4) JR長岡京駅西口エスカレーター改修工事

意見・質問	回答等
<p>○ 入札経過について、時系列順に分かり易く説明してください。1 回目の 6/22 の起工から説明をお願いします。</p> <p>○ 入札が不調に終わる毎に入札参加条件を緩和したようだが、初めはどうして入札参加条件を厳しく設定していたのか。</p> <p>○ 入札参加条件を緩和して、安全性や品質確保については大丈夫なのか。</p> <p>○ 本案件については、入札取り止めが続いた為、業者側が入札参加者が少ない事を察して、高い入札金額を入れ落札に至ったという事も考えられないでしょうか。 本来、競争入札としては、入札の競争性を確保する為にも、一回目で参加者が集まる条件設定をされるのが最善の方法ではないでしょうか。 次回以降、本案件と同様の工事を発注される際は、より入札の競争性を確保できる様な入札条件を検討してみても如何でしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 6/22 の 1 回目の起工後、業者選定委員会を経て、7/10 に入札公告を行いました。入札に参加表明をした業者は 1 者のみで、入札参加資格を審査した結果、今回の条件に当てはまらず入札参加資格無しと判断したことで入札参加者が無くなった為、8/9 に予定していました入札を取り止め、再度、条件等を見直し 7/21 に 2 回目の起工し、入札公告を行いました。参加表明が 0 件であったため予定していた 9/1 の入札を中止しました。その後、改めて入札条件の精査を行い 12/25 に起工し 2/5 入札公告、3/8 入札、3/14 契約となったものです。 なお、様式 5-1 の「入札経過」の 4. 入札年月日については当初の入札予定日を記載しています。 • 入札条件の設定については、工事場所が JR 長岡京駅構内という特殊な環境であり、安全性を重視し、JR の駅舎改修の施工実績を当初の入札参加条件としました。また、入札条件の緩和については、入札が 2 回取り止めになった事で次年度に工事を繰り越す事になり、工事を確実に発注する為にも JR での施工実績を抜いたものを最終の条件としました。 • JR 側と十分に協議を行うと共に、市の職員で対応をしていきます。

(4) JR長岡京駅西口エスカレーター改修工事

意見・質問	回答等
<p>(委員長のまとめ) 入札に関する手続き及び、契約に至った経緯など、特に問題となるものは無いと結論付けます。</p>	

(5) 長岡 1 丁目地内配水管布設替工事

意見・質問	回答等
<p>○ 入札結果について、「無効」とは、どのような内容なのか。また、それはよくある事なのか。</p> <p>○ 業者としては、有ってはならない事だと思います。機会があれば指導をお願いします。</p> <p>(委員長まとめ) 入札に関する手続き及び、契約に至った経緯など、特に問題となるものは無いと結論付けます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内訳書の不備であり、多々見受けられるものではありません。内訳書の合計額とそれぞれの項目の合計が相違していました。内訳書の項目などを確認した結果、誤って他の工事の内訳書を添付したのではないかと推測しています。

(7) 神足公園改修工事

意見・質問	回答等
<p>○ 入札金額の差が小さい様に思えるが、何か価格に差が付きにくい要素があるのか。</p> <p>○ 設置する遊具は、決まっているものなのか。</p> <p>○ 遊具のメーカーは、指定しているのか。</p> <p>(委員長まとめ) 入札に関する手続き及び、契約に至った経緯など、特に問題となるものは無いと結論付けます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事費の内訳として、遊具が約 4 割を占めるなど、2次製品の割合が多くなっている為、入札金額の差が付きにくいものと考えられます。 ・ 公園ということで、ある程度地元の意見を聞いて決めています。ただし、例えば複合遊具を新しいものに交換する場合には、規格等が決まっている為、もともとあった遊具の同等品になります。 ・ メーカーは、指定していません。